

<基本理念>【資料2】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番がある長野県」を目指します。

I 基本的視点 【資料3】
～プランを貫く「3つ」の柱～

- 1 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現
- 2 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり
- 3 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

II 分野別施策の方向 【資料4-1、4-2】
～総合的に取り組む「5つ」の分野～

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

- ◆障がいに対する理解の促進（啓発・広報の実践、障がいに対する理解の促進）
- ◆障がいのある人とない人との交流機会の拡大（スポーツや文化芸術を通じた交流機会の拡大）
- ◆権利擁護・虐待防止の推進（障がい者差別の解消、権利擁護の推進、権利行使の支援）

2 地域生活の充実

- ◆地域生活への支援（障がい福祉人材の確保・定着、障害福祉サービスの質の確保・向上、障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進、精神障がい者の地域生活移行の支援、障がいのある人にとって利用しやすい施設（県立施設の役割））
- ◆生活の安定に向けた取組（経済的支援）
- ◆相談支援体制の充実（相談支援専門員の養成と資質向上）

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- ◆安全な暮らしの確保（防災対策・災害発生時の支援の推進）
- ◆誰もが暮らしやすいまちづくり（福祉のまちづくりの推進）

4 社会参加の促進

- ◆就労支援の充実（一般就労の促進、福祉的就労の支援）
- ◆社会活動への参加支援の充実（スポーツの裾野拡大と競技力向上、文化芸術活動の充実、生涯学習の推進）
- ◆移動支援の充実
- ◆情報・コミュニケーション支援の充実（意思疎通支援者の養成）

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- ◆障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実（地域医療・救急医療の充実）
- ◆多様な障がいに対する支援の充実（医療的ケア児等、難病、難聴児、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実）
- ◆教育・療育体制の充実（障がいの早期発見に向けた支援、地域療育機能の強化、特別支援教育の充実）

III 重点施策 ～強力に推進する「4つ」の施策～ 【資料5】

1 共生社会の実現に向けた取組の強化

- ◆障がいに対する理解促進と差別解消の推進

2 地域生活を支えるサービス基盤の充実

- ◆地域生活支援拠点等の機能強化及び基幹相談支援センターの設置促進
- ◆人材の確保・定着とサービスの質の向上（ソフト面）
- ◆サービス提供基盤の整備促進（ハード面）

3 出番があり生きがいを感ぜられる生活の保障

- ◆就労支援の充実
- ◆社会活動への参加支援の充実
- ◆情報保障の推進

4 多様な障がいに対する支援の推進

- ◆多様な障がいに対する支援の充実
 - ・医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・難病対策の推進
 - ・難聴児支援の推進 ・発達障がい者支援の充実 ・高次脳機能障害支援体制の強化
 - ・中途障がい者等に対する機能訓練の充実 ・強度行動障がい支援の充実 等

IV 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(R6～R8)【資料6】

【達成目標】
国全体で達成すべき目標として国が基本指針において設定

- ・施設入所者の地域生活への移行（R4年度末入所者の6%以上等）
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上等）
- ・地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の機能強化等）
- ・福祉施設から一般就労への移行等（一般就労への移行者：R3年度の1.28倍以上等）
- ・障がい児支援の提供体制の整備等（児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置等）
- ・相談支援体制の充実・強化等（基幹相談支援センターを各市町村又は圏域に設置等）
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築